

企画競争実施の提案募集要項

令和8年5月21日

一般社団法人四国ツーリズム創造機構 事業推進本部長 桑村 琢

次のとおり企画提案方式（プロポーザル方式）により受託者を公募します。

なお、本事業は観光庁令和8年度「広域連携観光促進事業」の補助金交付可否に応じて実施範囲が変更になる旨、留意願います。

1. 業務概要

(1) 委託事業名

令和8年度 四国全域の経済波及効果算出事業及び機構職員の「職員満足度」調査実施事業

(2) 業務内容

別添「令和8年度 四国全域の経済波及効果算出事業及び機構職員の「職員満足度」調査実施事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和9年1月29日（金）まで

(4) 契約限度額

5,038,000円以内（消費税及び地方消費税相当額を含む）

内訳 四国全域の経済波及効果算出業務に係る費用4,667,627円以内
機構職員の「職員満足度」調査業務に係る費用370,373円以内

2. 企画提案参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

(1) 事業を的確に遂行できる能力を有する者であること。

(2) 法人等及びその代表者が、次の事項に該当しない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者

イ 国又はいずれの地方公共団体においても競争入札参加資格を有さない者

ウ 四国の4県又は他の地方公共団体から競争入札参加者資格の指名停止等の措置を受けている者

エ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

オ 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下にある団体

カ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされた者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者であっても、更生計画の認可の決定、又は再生計画の認可の決定が確定している者については、当該申立てがなされ

ていない者とみなす。

- キ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号に違反するとして、公正取引委員会又は関係機関に認定された日から2年を経過しない者
- ク 労働基準法をはじめとする労働関係法令を遵守していない者
- ケ 役員（法人の監査役及び監事を含む。）のうちに、次のいずれかに該当する者がいる団体
 - （ア）成年被後見人又は被保佐人
 - （イ）破産者で復権を得ない者
 - （ウ）禁固以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - （エ）暴力団の構成員等
- コ 選定の政治活動又は宗教活動等を主たる目的とする団体、公序良俗に反する等適当でないと認められる者

3. 説明会の開催

説明会は開催しません。

4. 業務に係る質問の受付及び回答方法

（1）質問の受付について

委託業務に係る質問は、令和8年5月28日（木）17時までに13. 応募・照会先に記載のメールアドレス宛にメールで送付してください。

（2）質問の回答について

上記（1）の質問に対する回答は、当機構のホームページに掲載します。掲載は、令和8年6月1日（月）12時を予定しています。

5. 企画提案への参加申込

（1）提出書類

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 会社等の概要（様式第2号）

（2）提出方法

持参、郵送又は電子メール

※持参又は郵送の場合も電子データ（複写可。PDF形式）を電子メールで送付すること。

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明、レターパックなどの配達状況の追跡が可能なものとする。

※電子メールは、電話により到達を確認すること。

（3）提出期限

令和8年6月4日（木）17時00分まで【必着】

※持参の場合は9:00~17:30、土・日曜日、祝日を除く。

（4）複数事業者による共同提案（JV）の場合の留意事項

- ① 幹事者を決定し「参加申込書（様式第1号）」は幹事者が提出すること。
- ② 共同提案者に全てに係る「会社等の概要（様式第2号）」を提出すること。

6. 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

① 企画提案書

別添の「令和8年度 四国全域の経済波及効果算出事業及び機構職員の「職員満足度」調査実施事業委託業務仕様書」に従い提案内容を具体的に記載すること。
なお、様式は(2)のとおり。

② 業務実績書(様式第3号)

③ 企画提案のポイント(様式第4号)

なお、①の企画提案書には業務の実施体制(責任者、運営スタッフの属性及びその配置数等)及び経費の見積書(単価や数量など具体的なものであること。)を添付すること。

(2) 企画提案書の様式

・A4判

・両面15頁以内(表紙・目次を除く。実施体制、経費の見積書含む)

(3) 提出部数

6部

なお、「業務実績書(様式第3号)」の添付書類(契約書等の写し、地方公共団体の競争入札参加資格者登録名簿に登録されていることわかる書類の写し等)については、1部のみの提出を可とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送(併せて、電子データを電子メールでも送付すること)

※郵送の場合は、書留郵便又は配達証明、レターパックなどの配達状況の追跡が可能なものとする。

※電子メールは、電話により到達を確認すること。

(5) 提出期限

令和8年6月16日(火)17時00分まで【必着】

※持参の場合は9:00~17:30、土・日曜日、祝日を除く。

7. 契約候補者の選定方法

(1) 選定方法

選考は、応募者から提出された企画提案書等により別紙審査基準に基づき審査し、次のいずれにも該当しない者で、その合計点の最も高い応募者を随意契約の相手方となる候補者(以下「候補者」という。)に、また、次に得点が高い者を次点候補者とします。

なお、審査は書類審査により実施します。(当機構が必要と判断した場合のみ、ヒアリングを実施します。)

① 参加資格要件をすべて満たさない者

② 企画提案書の提案内容が仕様書の要件等に反している又は矛盾している場合

③ 経費見積金額(消費税及び地方消費税を含む。)が1.(4)の契約限度額を超えている場合

(2) 審査項目

- ・企画内容の妥当性・実現性
- ・経済波及効果分析手法の妥当性
- ・満足度調査の設計・分析手法の妥当性
- ・調査体制、スケジュールの適切性
- ・過去実績、専門性
- ・見積金額の妥当性
- ・独自性、付加価値

(3) 審査体制

発注者が設置する選定委員会により審査を行う。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、採否に関わらず、応募者全員に通知します。

8. 委託契約の締結手続き

- (1) 本委託業務の契約書は、一般社団法人四国ツーリズム創造機構（以下「機構」という。）で準備します。
- (2) 上記7.での随意契約の相手方となる候補者の選定後、候補者と機構は、当該企画提案の内容をもとに、具体的な業務内容や業務遂行にあつての条件等の調整（以下「交渉」という。）を行います。なお、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではないことに留意ください。
- (3) 上記（2）の交渉が整った場合に、契約締結の手続きに進みます。7日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、あらためて当機構と交渉を行うこととします。

9. 支払条件

事業終了後、委託業務報告書を提出し、当機構の検査を経て、受託者からの適切な支払請求書を受領した日から30日以内に、請求者の取引銀行口座へ契約金額を振り込みます。

10. 日程（予定）

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 企画提案募集開始 | 令和8年5月21日（木） |
| (2) 企画提案書作成等に関する質疑提出〆切 | 令和8年5月28日（木）17時 |
| (3) 企画提案への参加申込〆切 | 令和8年6月4日（木）17時 |
| (4) 企画提案書の提出〆切 | 令和8年6月16日（火）17時 |
| (5) 選定委員会（書類審査） | 令和8年6月23日（火） |
| (6) 企画提案書の審査結果の通知 | 令和8年6月末 |

11. 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、応募者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があつた場合又は指示した事項に違反した場合
- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 当機構の職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

- ④ 審査結果通知までの間に、他の応募者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

12. その他

- (1) 参加申込書提出後に辞退する場合は、辞退理由等を記載した辞退届（様式自由）を提出すること。なお、辞退することによって、今後の機構との契約等について不利益な取り扱いをするものではない。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提出期限までに到着しなかった提案書は、いかなる理由をもっても選定されない。
- (5) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (6) 提案書を選定した応募者及び提案書を選定しなかった応募者に対して、その旨を書面またはメールで通知する。
- (7) 提出された書類は返却しない。
- (8) 提出された書類は、必要に応じて複写する。（審査使用に限る）
- (9) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (10) 提案が選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として速やかに実施主体と契約を結ぶこととする。
- (11) 当公示にない項目で疑義が生じた場合は、その都度協議するものとする。

13. 応募・照会先

〒760-0019 香川県高松市サンポート2-1 高松シンボルタワー タワー棟3階
一般社団法人四国ツーリズム創造機構 担当：夢田

TEL：087-813-0433

Mail：Branding@shikoku-tourism.com

企画提案書の審査基準

企画提案書は、次に掲げる事項により評価・選定し、選定された提案書の応募者を契約の相手方として選定します。

1. 評価項目と評価基準

(1) 業務理解度【30点】

- ・企画提案書のコンセプトは、実施目的に合致しており、明確かつ妥当か。

(2) 具体的な事業内容の妥当性【130点】

- ・産業関連表分析・調査設計の妥当性（25点）
産業関連表分析および調査設計の手法は、目的に照らして適切か。
- ・経済波及効果分析の政策・戦略活用性（50点）
経済波及効果の算定結果が、当機構の観光戦略や業務運営において、具体的な施策立案および意思決定に直結する形で活用できる提案となっているか（例：観光施策の優先順位付け、KPI設定、予算配分、地域施策への反映等）
- ・職員満足度調査の組織運営活用性（30点）
職員満足度調査の結果が、組織運営および人材マネジメントの改善に具体的に活用できる設計となっているか。（例：エンゲージメント向上施策、人材育成計画、組織課題の可視化、改善サイクルへの反映等）
- ・分析・調査結果の継続活用・設計の再現性（25点）
各種調査（経済波及効果分析・職員満足度調査）の結果を、将来的な事業方針の策定や継続的な評価・改善に活用できるよう、再現性・蓄積性のある設計となっているか。（例：継続調査設計、指標体系の統一、データ管理方法、経年比較可能性の確保等）

(3) 業務遂行能力【30点】

- ・業務を確実かつ円滑に遂行するための体制・進行管理能力を有しているか。（例：プロジェクト管理手法、リスク対応力、担当者の役割分担等）

(4) 見積経費【10点】

- ・業務執行に妥当な金額であるか。

2. 選定委員会

参加者から提出された企画提案書の最終審査を行う選定委員会を開催する。

(1) 日時・場所

日時 令和8年6月23日（火）（予定）

3. 審査の方法

- (1) 別途定める「令和8年度 四国全域の経済波及効果の算出事業及び機構職員の『職員満足度』調査の実施事業委託業務公募型プロポーザル選定委員会」において、提出された企画提案書等により、評価項目と評価基準に基づく厳正な審査を行う。
- (2) 各審査委員は、審査基準に基づいて審査を行う。
- (3) 全ての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。なお、選定にあたっての下限の点数は、600点（総得点1000点の60%）とし、この点数を満たす企画提案がない場合は候補者なしとする。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、選定委員会での協議のうえ、候補者と次点者を選定する。

以上